

## オンライン化が可能となった手続に係る今後の対応

## 中間報告書のうち「4 今後の対応」(抜粋)

## (1) オンライン化の導入に向けた例規の整備

当会議における検討結果をもとに、令和6年第1回定例会中の提案に向けて会議規則など必要な例規の整備を行う。

## (2) オンライン化環境の整備

- ・ オンライン化するとした手続について、利用する電子情報処理組織(e-kanagawaの利用等)の整理を進める。
- ・ 議案等をオンラインで配布する場合のPCの画面上でも見やすい工夫について、執行機関と調整を進める。
- ・ 連名で議長に提出する議案等について、電子署名の方法を含め、複数名の本人確認の方法について整理を進める。

## 1 例規の整備

## (1) 整備の方針

## ア 議会デジタル条例の要否について

- ・ 本県には、書面等で行う手続のオンライン化を図るため、神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「県オンライン化条例」という。)が既に整備されていることから、全国都道府県議会議長会から示された議会デジタル条例は、新たに制定はしない。

## イ 会議規則等改正について

- ・ また、県オンライン化条例では、議会に係る手続のうち、手続のオンライン化を可能とすることについて、議会の自立性に委ねられるべきものは対象外となっていることから、議会の内部手続について定めている会議規則、委員会条例及び傍聴規則(以下「会議規則等」という)については、これらの手続を個別に改正することで対応する。

## (2) 県条例の現状と今後の対応

- ・ 一方、県オンライン化条例では、例えば、議長と議員の間の手続が対象となるか否かなど、議会デジタル条例案と比べ、不明確な部分も存在する。
- ・ しかしながら、現在、政務活動費や資産公開、議会個人情報保護に関する手続のオンライン化については保留として方針を決定していることから、現状、本県議会においてオンライン化を進めている手続について、問題は生じていない。
- ・ 今後、政務活動費の収支報告書のオンラインによる提出等、県オンライン化条例による対応に疑義が生じる点について、その対応にあたり支障が生じないように条例所管課と引き続き調整を行う。

### (3) 例規改正

議案の提出、参考人への通知、議事説明者の出席要求、欠席届などオンライン化するとした手続に対応するため、次のとおり例規改正を行う。

- ・ 神奈川県議会会議規則については、一括オンライン規定の新設など個別に改正を行う。
- ・ 地方自治法第99条に基づく意見書の国会等への提出について、議長名義の職責証明書による電子署名を付したうえで電子メールにより送信することとなるため、議長名義の電子証明書を取り扱えるよう、神奈川県議会電子署名規程を改正する。

## 2 オンライン化環境の整備

- ・ 議案の提出等、議会の運営に関する事項については、手続に係る実務面と先例の確認など慎重に整理する必要がある。また、議会運営委員会では、「請願・陳情」に係る手続のオンライン化について検討中であることも踏まえ、実務面の整理は「請願・陳情」に係る手続と並行して、令和6年度に手続ごとに関係する会議体で検討することとしたい。
- ・ 利用する電子情報処理組織の整理についても、同様に令和6年度に検討することとしたい。